



家電リサイクルの日欧比較 : EPRの意味

石川, 雅紀

(Citation)

廃棄物資源循環学会誌, 26(4):268-274

(Issue Date)

2015-07-31

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90002889>



【特集：新しい資源循環型社会の動向（日欧比較を中心に）】

家電リサイクルの日欧比較

——EPRの意味——

石川 雅 紀*

【要 旨】 本稿では日欧の循環政策を比較した。

EUは複数のPRO (Producer Responsibility Organization) を認め市場競争を利用して静脈市場を効率化し、日本は個別企業レベルでの環境配慮設計 (DfE) を促進している。競争を促進すればコストの低減が期待できるが、コスト情報の開示は困難で、情報開示度が下がり、フロー監視も困難となる。生産者と資源化事業者の間での契約も短期となり、情報のやりとりも難しく、DfEは効きにくい。

EUは超国家組織として、統合の深化を目指し、合意しやすい抽象化レベルの高い目標、政策の大枠、期限を設定し、実際の政策では各国が柔軟性をもって施行している。循環政策と資源政策の整合性をとりやすい。日本では、個別製品特性に配慮し、制度設計されているので、DfEは進むものと期待され、排出者責任原則も個人レベルで担保されるが、資源政策との統合は難しい。

日本の家電リサイクル制度については、資源政策との整合性をどうとるのか、他のリサイクル制度も含めて検討することが必要である。

キーワード：循環政策、資源政策、EUの政策、環境配慮設計 (DfE)、家電リサイクル

1. はじめに

1995年の容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、容器包装リサイクル法）制定から、20年になる。この間、個別リサイクル法が施行され、見直しならびに政策評価等も行われてきている。個別評価は別にして、この間に廃棄物の最終処分量は約5分の1にまで減少しており、一定の成果を上げていると評価できる。

これら個別リサイクル法は、EUで先行実施されていた拡大生産者責任 (Extended Producer Responsibility : EPR) の考え方に基づく、もしくは影響を受けた法律であり、よく似た制度であるが、問題に対する政策的アプローチの考え方に違いがあることが目だってきた。循環政策は単に廃棄物処理だけにとどまらず、製品市場にも大きな影響があるため、EUの政策は日本にも影響がある。特に、日本が位置する東アジア地域は現在急速な経済成長を遂げている一方で、各国が廃棄物処理、資源循環の制度等の構築が焦眉の急となっており、先行する諸外国の制度を研究し、自国に合った制度を構築しようと

している状況を考えると、今、EUの循環政策について検討することは意味のあることであろう。本稿では、資源政策との関連の視点から、日本とEUの循環政策を比較し、今後のわが国の循環政策を考える材料としたい。

2. 日本とEUの循環政策

前稿 (pp. 261-267 参照) 喜多川の論文にあるとおり、日本とEUの循環政策は、最終処分場の枯渇問題を共有しているが、アプローチに基本的な違いがある。最も大きな違いは、資源政策との関係である。日本の場合、エネルギー資源に関しては、ほぼすべてを海外に依存していることもあり、省エネルギー技術の開発・普及、エネルギー供給の多様化等さまざまな政策手段を駆使して、成果を上げてきた。しかし、物質資源に関しては、多くを海外に依存しているという事情は共通であるにもかかわらず、エネルギー資源として政策課題としての優先順位は低かった。

資源問題を市場に任せるべきであると考えるか、政府の介入が必要と考えるかは、異なる見解があるが、わが国においては、同じ資源であるエネルギー資源と物質資源では、政府介入の程度に大きな差があった。EUにおいては、資源一般を対象として政策的介入を強める方向のように思える。日本とEUの循環政策を資源政策の関連から比較してみよう。

原稿受付 2015. 4. 27

* 神戸大学大学院経済学研究科

連絡先：〒657-8501 神戸市灘区六甲台2-1

E-mail : ishikawa@econ.kobe-u.ac.jp

2.1 日本の循環政策

日本の循環政策の起点は廃棄物管理である。高度経済成長期を通して、日本は安価な海外エネルギー資源を輸入し急速に経済を成長させてきたが、1970年代の2度にわたる石油ショックを受け、省エネルギー型の社会経済体制を構築してきた。その一方で、成長する経済活動に伴って急増した廃棄物は、環境汚染、最終処分場の枯渇の問題を引き起こしてきた。この問題に対して、1971年に清掃法に代えて廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）が施行された。

1970年代に始まった自治体による分別収集制度の整備、普及、1990年代から導入されたEPRを含む個別リサイクル制度を柱として資源分別・再資源化を進めてきたが、基本的な目的は、最終処分量の削減である。資源の有効利用も目的としているが、基本的な法制度は廃棄物処理法の枠組みで考えられている。廃棄物処理法では、排出者責任原則に基づいており、生活環境の保全と公衆衛生の向上を担保するために厳格な規制が行われている。具体的な制度としては、監視の困難さの違いで、厳格な規制と市場メカニズムを組み合わせた制度と公的セクター（市町村区）が処理責任をもつ制度が並立している。前者は産業廃棄物であり、後者は一般廃棄物である。

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物の内、政令に定めるリストに載っているものである。産業廃棄物以外は一般廃棄物となる。産業廃棄物に関しては、排出者責任原則が徹底されており、都道府県の許可を得た事業者のみが廃棄物処理を請け負うことができる。法規制の下で、市場原理に基づいて処理が行われる。したがって、焼却、再資源化を含む処理方法、最終処分も含めて、すべて経済行為として選択され、結果としての最終処分量については、法的責任を伴うような目標はない。

一般廃棄物については、基本的に自治体（市町村区）が処理責任を負っており、歴史的には直営処理から分別資源物収集を中心として徐々に委託処理が増加している。自治体が処理責任をもっているため、効率性よりも公平性が重視される。外部に委託を出す場合には許可をもつ事業者が対象となるが、市町村区単位の許可であるため、対象事業者数は少なく、新規参入もほとんどなく、効率性の面では課題が残る。

一般廃棄物の処理では、最終処分場枯渇の問題への対策として、焼却施設の整備が進められてきたが、焼却施設がほぼ全国に普及するとともに、資源物を分別収集する動きが広まった。この自治体による分別収集の動きを政策的に促進したのが1995年に成立し、1997年から一部施行、2000年から完全施行された容器包装リサイクル法である。容器包装リサイクル法はわが国で初めて施

行されたEPRに基づく制度であるが、これに続いて、特定家庭用機器再商品化法（以下、家電リサイクル法）（2001年）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）（2001年）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（2002年）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）（2005年）、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）（2013年）と個別リサイクル法が施行されてきた。

これらの個別リサイクル法は、生産者の責任、役割を製品の使用後の段階まで拡大することで廃棄物問題の解決と資源の有効活用を図るという点で共通しているが、制度設計は大きく異なっている。対象廃棄物、製品の特性に応じてきめ細かく最適化を目指して設計されているともいえるが、一方で、製品横断的な課題については最適な政策となっているとは限らない。

典型的な事例として、プラスチックのリサイクルがある。プラスチックは素材として、容器包装、家電製品、自動車、建築物に使用されており、再生素材は、同じ再生プラスチック市場に供給され、お互いに影響がある。プラスチックの場合、再生利用の手法が、マテリアル、ガス化、石炭代替、エネルギー回収と多種あり、個別法で定義されている再資源化の定義、再資源化手法、優先順位等が異なっている状況で、プラスチックまたは石油資源としてみたときに全体が最適な制度となっているかどうかは疑問がある。

2.2 欧州の循環政策

詳しくは前稿（pp. 261–267）を参照していただきたいが、概略を記すと、1975年 廃棄物枠組指令、1991年 有害廃棄物指令、1999年 埋立指令、2000年 焼却指令と制定され、2008年には廃棄物枠組指令が改正されるなど、個別製品を超えた指令の制定、改正があり、循環政策に製品横断的な視点から大きな影響を与えてきた。

EUにおいても個別製品リサイクル法は、製品ごとに制度設計は異なるし、国によっても異なる。このために制度設計の背後にある考え方の違いがわかりにくいので、具体的な事例として家電リサイクル法を考えてみよう。

3. 日欧のEPRの違い

日欧の家電リサイクル制度を表1にまとめた。大きな違いは、対象製品、支払責任と支払時点、PRO[†]と再資

[†] PRO: Producer Responsibility Organization。生産者が法的責任を履行することを、生産者から料金の支払いを受けて代行する組織

表1 日欧諸国における家電製品のEPR制度の比較 (2012; 消費者向け製品, 欧州諸国についてはEuropean Commission-DG Environment²⁾より)

国	対象製品	責任範囲			料 金		競争環境		そ の 他
		生産者	自治体	消費者	ベース	時点	PRO (数)	再資源化	
日本	大型家電*	収集・再商品化	義務外品の収集	排出時料金支払い	個別排出製品	排出時	無競争 (1)	長期契約	・コスト報告あり
デンマーク	全家電	拠点からの回収と再資源化	収集と5分類の選別	回収拠点排出	新製品出荷量	新製品販売時	競争 (4)	入札	・コスト情報なし
フィンランド	全家電	収集・再資源化	特になし	回収拠点/店頭排出	新製品出荷量	新製品販売時	製品別分担無競争 (3)	不明	・コスト情報なし
アイルランド	全家電	拠点からの回収と再資源化	公的回収拠点での受け取り	回収拠点/店頭排出	新製品出荷量	新製品販売時	地域別分担低競争 (2)	入札 (3~4年契約)	・WEEE Irelandの料金収入4.7 Million EUR (2011) でシェア70%, もう一社のPROは未公表
ラトビア	全家電	収集・再資源化	特になし	回収拠点/店頭排出	新製品出荷量	新製品販売時	競争 (5)	入札	・コスト情報なし ・個別に収集・資源化を行う生産者は、税が課される (0.93~1.93 EUR/kg)
スウェーデン	全家電	再資源化	収集	回収拠点/店頭排出	新製品出荷量	新製品販売時	競争 (2)	入札	・コスト情報なし ・倒産、市場退出のための保険
イギリス	全家電	再資源化	公的回収拠点での受け取り	回収拠点/店頭排出	新製品出荷量	新製品販売時	競争 (38)	入札	・コスト情報なし ・拠点・店頭から再資源化設備までの運送は流通事業者の責任 ・公的拠点設立に流通事業者の資金支援あり ・年度末にリサイクル実績の市場取引期間
フランス	全家電		公的回収拠点での受け取り	回収拠点/店頭排出	新製品出荷量	新製品販売時	競争 (4)	入札	・181 Million EUR ・DEEを考慮した料金設定

* エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機。その他小型家電製品は別な法律「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、(2013年4月1日施行)」によって取り扱われるが、この法律は、自主的取組みを促進する枠組みであり、生産者に法的責任は課せられていない

源化事業の競争環境である。

日本の制度は、大型家電製品、小型家電製品、パソコンを別の法律で管理するが、一方、EU諸国は、全家電製品を同じ制度で取り扱っている。日本の家電リサイクル法で対象とする大型家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機)の市場はほぼ飽和状態で、買換需要が主である。これら大型家電製品は、消費者が自ら運ぶことが困難であり販売店が新製品を配達するケースが多いため、配送便を利用して使用済み製品を回収することにより、回収を合理化する余地がある。他方、小型家電製品は消費者による持ち運びが容易であり、一定の量が集まれば経済的価値をもつなどの製品特性の違いを考慮した制度設計となっている。このため、資源政策のような製品特性とは異なる切り口をもつ政策との整合性をとろうとする場合に困難が生じる。

日本の家電リサイクル法の特徴は、生産者が回収、再資源化の過程ですべての物理的責任を負う一方で、回収、再資源化に必要な費用は消費者が使用済み家電製品を排出する際に料金として支払う点である。この場合、費用の支払者と排出責任者は個人レベルで一致し、個人レベルの排出者責任原則が貫かれている。また、料金の徴収時点とその使用済み家電製品の回収、再資源化の時点が近いいため、実際にかかった費用に対して過不足なく徴収することができる。一方で、排出時点で消費者に料金支払いを求めるため、好ましくないルートに使用済み家電製品が流れる可能性がある。徴収した料金の管理は、法律によって指定された法人が独占的に行っている。

これまで世界で施行されている家電製品のリサイクル制度では、ほとんどの場合、費用は新製品購入時点で新製品の購入者によって支払われる。徴収された料金は、PRO、もしくは政府によって管理され、回収者、再資源化事業者に支払われる。ほとんどの場合は、徴収された料金はその年に回収された使用済み家電製品の回収、再資源化に使用される。した

がって費用の負担者である新製品の購入者と排出責任者は一致せず、個人レベルでは排出者責任原則から外れている。また、ほとんどのケースでは、料金の管理は個社管理ではなく、業界全体またはグループで行われるため、環境配慮設計（Design for Environment：DfE）を促進する動機は弱い。フランスでは、PRO の処理料金設定に製品の環境配慮の程度を反映させることで、DfE を促すことが制度化されており、一つの対策と考えられる。しかし、何を DfE と定義するか、どの程度料金に反映させるかということは、政治的に決めざるを得ず、次に説明する PRO 間で競争を促すことで効率を高めようとするアプローチと整合性が低い。日本の制度と比較すると、使用済み家電製品の排出については料金の支払いを求められないので、消費者からの排出の時点で好ましくないルートに流れる可能性は相対的に低い。

EU においては、国によって法制度が異なり、徴収した料金の管理を、法律によって指定された法人が独占的に行っているケースと、複数の PRO が競争を行っているケースがある。複数の国で事業を行っている PRO の一つである European Recycling Platform（ERP）によれば、複数の PRO が競争することで、再資源化の費用が低下したとしている¹⁾。

日欧の制度の違いの原因の一つは、ヨーロッパでは、EU という超国家組織が存在しており、将来の統合の深化を目指していることである。現在の各国の経済、政治制度、文化等の違いを乗り越えて、将来のさらなる統合を目指す EU は、各国が反対しにくい抽象化レベルの高い目標、政策の大枠と期限を設定し、実際の政策は各国

で柔軟性をもって施行されている。家電製品に対する EPR 政策においても、生産者、流通事業者、自治体の責任分担は国によってさまざまであり、PRO 間の競争/協調関係もさまざまである。イギリスに至っては、再資源化した実績の取引市場まで設けている。循環経済の静脈サイドでの将来のさらなる統合の深化は、政府介入の少ない製品市場の統合よりも遙かに困難であるが、統合へ向けての努力が続けられることは確かである。EU 諸国の制度が、日本の制度よりも、市場メカニズムをより多く導入している点は、政治・文化等の違いを市場原理で乗り越えようとしているとも解釈できる。

もう一つの違いは、市場規模である。EU は人口で日本の約 4 倍、GDP で約 3 倍の規模がある。市場が大きければそれだけ国際標準化競争で有利であるし、EU 内で政治的違いを乗り越えて統合へ向かうための努力をグローバル市場での競争力強化に活用しようとするのも合理性がある。もちろん、各国の政策は柔軟性をもって施行されているので、制度そのものが EU 域内で収斂させることは困難であるが、リサイクルの定義等概念規定レベルではすでに EU 域内で統一化されている。たとえば、EU においてリサイクルは、日本でいうところのマテリアルリサイクルを意味するが、仮想的に EU のリサイクルの定義が国際的に標準として認められたとすると、日本のリサイクル制度に大きな影響があるであろう。

4. 日欧の家電リサイクル制度のもたらした違い

日欧の家電リサイクル制度の実績を表 2 にまとめた。

表 2 日欧諸国における使用済み家電製品の回収再資源化

	市場販売量 ^{*1} (1,000 ton)	回収量 (ton)	再資源化量 (ton)	一人あたり回収量 (kg/人)	回収率 (%)	資源化率 (%)
日本 (2012)	913,644	468,022	395,567	3.68	51 ^{*2}	85
デンマーク (2012)	138,988	76,206	64,292	12.7	46	84
アイルランド (2011)	96,360 ^{*3}	41,092	34,759	7.6	43	85
フィンランド (2010)	148,157	50,886	45,003	9.5	34	88
ラトビア (2010)	15,289	4,287	—	2.0	28	85 ^{*4}
スウェーデン (2012)	220,000 ^{*5}	167,000 ^{*6}	140,000 ^{*7}	17.5	76	84
イギリス (2012)	1,426,244	504,563	257,000 ^{*8}	7.9	35	51
フランス (2012)	1,600,000	470,556	390,000	7.4	29	83

EU 諸国のデータは、European Commission-DG Environment²⁾

*1：日本は、大型家電製品のみ（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）。1 台あたりの重量を回収・再商品化された製品の平均値を用いて推計した。テレビについては、出荷をすべて平面テレビとみなし、回収・再商品化された平面テレビの平均重量を用いた

*2：メーカーの再資源化施設で受け入れたもののみを評価している。自治体処理、産廃資源化は考慮していない

*3：2010 年

*4：11 カテゴリーの WEEE 資源化率の平均

*5：文献 2) の 23 kg/人から人口 956 万人として計算した

*6：文献 2) の 17.5 kg/人から人口 956 万人として計算した

*7：文献 2) の資源化率から計算した

*8：文献 2) の回収率から計算した

一人あたり回収量、回収率（回収量/販売量）、資源化率（資源化量/回収量）を比較すると、日本は、ラトビアを除く他の EU 7 カ国と比較して一人あたり回収重量が少ないことがわかる。これは、日本の制度において対象としているのが、大型家電製品に限られていることと、製品の 1 台あたりの重量が EU 市場での主流の製品よりも小型軽量であることが原因であろう。

回収率では、むしろ、スウェーデンを除く他の EU 7 カ国よりも高いことがわかる。資源化率についてはイギリスが 51 % と低い、他の国はすべて 80 % 台でほぼ同じ水準である。日本において回収重量が低いにもかかわらず、回収率では EU 諸国と同レベルとなっている理由は、前述したように、対象製品の範囲が狭く、1 台あたりの重量が小さいことから、回収率の分母となる新製品販売総重量、もしくは、使用済み家電製品総排出重量が EU 諸国よりも少ないためである。日本においては、排出時に消費者が費用を支払う制度となっていることから、日本の方が正規チャンネル以外に流れる経済的動機があり、回収率が低くなる懸念がある。しかし、実績からみると、EU 諸国と同レベルを達成しており、国別比較においては見劣りするというよりも、むしろ高い。EU 諸国において原則として排出時無料引取であるにもかかわらず、スウェーデン以外では回収率が半分以下にとどまっていることは、EU 域内では消費者が排出する際に非正規ルートに流す何らかの動機が働いていることを示している。具体的に実証されているわけではないが、無料引取を法律が保証しているとはいっても、引取拠点の数が限られていれば、拠点までの運搬は消費者の責任であり、この手間が正規ルートに排出することに対するディスインセンティブと働いている可能性がある。店頭での引取制度にしても、店頭までの運搬は消費者の責任であり、非正規ルートに排出する動機となりうる。また、EU 諸国において店頭または回収拠点での無料引取が保証されているにもかかわらず、半分以上の使用済み家電製品が非正規ルートに流れている実態は、マクロにみたときには非正規ルートが経済的に成立していることを意味している。非正規ルートについては、具体的に情報が乏しく、わからないという意味では、日本におけるいわゆる「見えないフロー」とまったく同じ構造である。

日本と同じく、EU 諸国でも高価値の資源を含む使用済みの家電製品が正規ルート以外に流れていることが懸念されている²⁾。使用済みの家電製品の場合、リユース市場への売却、個人売買等さまざまなチャンネルがあり、全貌を明らかにすることは困難であるが、正規ルートへの回収率でみる限り、日本の制度は、EU の中でも上位に位置している。今後、日本での回収率を向上させる上

で、使用済み家電製品の流通チャンネルを丹念に調べることも他に、スウェーデンを含む EU の制度を研究することもあると思われる。

PRO、資源化事業者の市場競争環境も日欧で大きく異なる。EU では、PRO が複数並立し競争的環境で運営している場合が多く、唯一の指定法人で運営している日本とは構造が異なっている。効率性を追求する上で、複数の PRO を許可して競争的環境とすることが考えられるが、市場メカニズムに頼るということは、別な表現でいえば、個別の主体が判断するために必要な情報を市場価格に集約させるということの意味している。この意味で、競争を促す一方で、コスト等のビジネス上重要な情報を公開させることは困難で、不透明性は高くなる。また、複数の PRO が並立し、情報の開示度が下がることから、不適切な処理、不適切な輸出等に対する監視はより難しくなると考えられる。本稿で紹介した EU 7 カ国はすべて複数の PRO が並立しており、コスト情報は乏しい³⁾。アイルランドで、2 社の内、WEEE Ireland 社のデータから、生産者負担は 1.4 EUR/(人・年)、フランスでは、2.9 EUR/(人・年)と見積もられる。2012 年の日本では、581 円/(人・年)であるから、2012 年の為替レート 100 円/EUR で換算すると 5.8 EUR/(人・年)となり、日本はコストが高い。

大きな制度の違いとして、費用の支払主体と支払いの時点が日欧で異なっている。前述したように、日本の制度では、排出者が排出する時点で使用済み家電製品の収集・資源化費用を支払うので、実際にかかる費用に応じた料金を徴収することができる。EU の制度では、新製品の販売数量に応じて生産者が当該年度に廃棄される使用済み家電製品の収集・資源化を支払い、費用の一部が新製品の購入者に転嫁される。したがって、生産者が支払う料金は、市場全体の成長、当該製品の生産者のシェア変化の影響を受け、実際にかかる費用と徴収する料金の関係が遠くなり、DfE が効きにくい。

さらに、EU の場合は、PRO、資源化事業者ともに競争的環境にあり、入札を行っているため、長期的関係は築きにくく、日本におけるような、資源化過程から生産者への情報のフィードバックが期待できない。実際、Kunz ら¹⁾および European Commission-DG Environment²⁾は、EU 諸国での家電製品の EPR 制度では DfE は観察されていないとしている。日本においては、マクロ的な報告はないが、ミクロな事例として、分解容易性の向上、

¹⁾ 容器包装リサイクルについてドイツでは制度導入当初は DSD 社の独占であったが後に他の PRO が認められた結果、コスト・料金情報は開示されなくなった

再生資源の新製品への利用、資源化工程に配慮したパーツの選択等の事例が報告されている。つまり、競争市場を利用した効率性追求と、製品ライフサイクルの上流と下流の間での情報交換を促進し設計段階に環境配慮の動機を埋め込む DfE による外部性の問題を効率よく解決することとは、トレードオフの関係があることがわかる。

5. ま と め

日本と EU の EPR 政策、家電リサイクル制度について比較し、日本の制度は廃棄物処理の枠組みをベースとして構築されており、EU の政策は廃棄物政策と資源政策の統合を目指していることを論じた。

EU は循環政策の大枠として資源政策を統合することを目指しており、この手段として市場競争を利用して静脈市場を効率化している。日本は個別企業のレベルでの DfE で長期的な課題を解決するアプローチをとっている。別の面からみれば、EU のアプローチは、大枠と目標を設定してそれに至る最小費用の道筋を選ぶとするバックキャストिंगアプローチである一方、日本のアプローチは、現在向かっているベクトルをなるべく上に引き上げる方策をとって、できるだけ到達点を高くしようとするフォアキャストिंगアプローチである。

この違いは、EU が、超国家組織として統合のさらなる深化を目指す過程で、どの国も反対できないような抽象化レベルの高い目標、政策の大枠、期限を設定し、実際の政策では各国が柔軟性をもって施行するというアプローチをとっていることに対して、日本では、製品の特性を配慮して大型家電製品、小型家電製品、パソコンがまったく別の法制度で取り扱われている事実に反映されている。循環政策と資源政策の整合性をとることは EU のアプローチでは、わかりやすい論理で可能であるが、日本のアプローチでは、たとえば、プラスチックのリサイクルの最適化のような、製品間で共通に使われ、再資源化技術も共通しているような課題に対して問題がある。大型家電製品リサイクルの最適解、小型家電製品リサイ

クルの最適解、パソコンリサイクルの最適解を集約した結果はプラスチック素材のリサイクルの最適解となっている保証はなく、資源政策としてプラスチックリサイクルの最適化を図ろうとするときに、既存のリサイクル制度との整合性をとることは簡単ではない。一方で、日本のアプローチでは、個別製品の特性に配慮し、DfE ができるだけ有効に働くよう制度が設計されているので、製品レベルの環境配慮は進むものと期待されるし、排出者責任原則も個人レベルで担保される。

EU は家電リサイクルでは、複数の PRO の並立を認め競争市場の利用による静脈市場の効率化を図っている。資源化コストの低減は期待できるが、短期の契約関係となるため、資源化事業者と製品製造者との間で情報のやりとりが難しく、DfE が効きにくい。また、複数の PRO が競争するため、競争力に関する最も重要な情報であるコスト情報を開示させることは困難で、情報の開示度は下がらざるを得ない。情報の開示度が下がり、監視対象の PRO が増えることは、使用済み家電製品のフローの調査・監視がより困難となることを意味している。

日本の家電リサイクル制度については、資源政策との整合性をどうとるのか、家電製品にとどまらず、他のリサイクル制度も含めて検討することが必要である。

[謝 辞]

細田衛士氏には、原稿について有益なコメントをいただいた。感謝します。

参 考 文 献

- 1) N. Kunz, A. Atasu, K. Mayers and L. Van Wassenhove: Extended Producer Responsibility: Stakeholder Concerns and Future Developments, INSEAD Social Innovation Centre, p. 12 (2014)
- 2) European Commission-DG Environment: Development of Guidance on Extended Producer Responsibility (EPR) Final Report, Case studies WEEE, European Commission-DG Environment (2014)

Comparison of WEEE Recycling in Japan and the EU :

Contents of EPR

Masanobu Ishikawa

Graduate School of Economics, Kobe University
(2-1 Rokkodai, Nada-ku, Kobe, Hyogo 657-8501 Japan)

Abstract

This paper compares the WEEE recycling policies of Japan and the EU. The EU allows multiple PROs in WEEE recycling in order to make the waste and recycling market more efficient. Policies of WEEE recycling in Japan focus on the promotion of DfE at the individual firm level. We can expect lower recycling costs by introduction of competition ; however, this also impedes disclosure of cost information, making flow monitoring more difficult. In addition, it limits the promotion of EPR because the information exchange between producer and recycler is more difficult in a short-term contract.

In light of the EU's aim of political integration, it sets high targets, framework policies and deadlines for all member states. This approach helps the EU to coordinate recycling policies with resource policies.

In Japan, on the other hand, recycling policies are carefully designed to promote DfE and policy makers pay much attention to discharger responsibility. While DfE has been promoted, the coordination of recycling policies to resource policies has become difficult. It is therefore crucial in Japan to review WEEE recycling policies regarding how DfE can be coordinated with resource policies and other recycling policies.

Keywords : recycling policy, resource policy, EU policy, Design for Environment (DfE), WEEE recycling